

滋賀県立琵琶湖漕艇場施設等使用申込書

年 月 日

滋賀県立琵琶湖漕艇場 場 長 様

下記のとおり使用したいので、滋賀県立琵琶湖漕艇場の管理規則等を承知のうえ申し込みます。
記

申込者	住 所		担当者	担 当 者 名	
	団 体 名			連 絡 先 (Tel)	
	代 表 者 名			緊 急 連 絡 先	
使 用 期 日		自 至 年 月 日	使用目的		

区 分			使用件数	単価	金 額			
艇庫	4人漕ぎ	学生	1艇1日	艇 日	250			
		生徒						
	その他				340			
	の者							
	2人漕ぎ	学生				210		
		生徒						
	その他				290			
	の者							
1人漕ぎ	学生			180				
	生徒							
その他			210					
の者								
オールパドル	学生	1本1日	本 日	60				
	生徒							
その他			70					
の者								
A 小 計								
艇	4人漕ぎ	4X+	1艇1時間	艇 h	675			
						795		
		その他の艇				450		
						530		
	2人漕ぎ	2X				450		
						675		
		その他の艇				300		
						450		
	1人漕ぎ	1X				360		
						450		
		その他の艇				240		
						300		
	審判艇					1,810	※1	
	B 小 計							
	オールパドル	使用料		学生	1本1時間	本 h	170	
								240
	生徒							
その他								
の者								
C 小 計								

注) ※1. 審判艇の燃料は使用者の負担とします。
※2. 会議室、審判室を上記の時間を超過して使用する場合は別途使用料金を加算します。
ただし、上記の使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除きます。
※3. 水路用具は、4日以降1日につき、1,300円を加算します。

区 分			使用件数		単価	金 額
会議室 宿泊利用	学 生 生 徒 その 他 の 者	13:00～17:30	人	回	130	
		8:30～12:30			160	
		1人1泊			1,660	
					1,940	
会議室		8:30～12:30 (うち1時間)	h		460	
		13:00～17:00 (うち1時間)			630	
		17:30～21:00 (うち1時間)			920	
	※2					
会議室1/2利用		8:30～12:30 (うち1時間)	h		230	
		13:00～17:00 (うち1時間)			315	
		17:30～21:00 (うち1時間)			460	
	※2					
審判室(A) ※2階		8:30～12:30 (うち1時間)	h		360	
		13:00～17:00 (うち1時間)			450	
		17:30～21:00 (うち1時間)			620	
	※2					
審判室(B) ※3階		8:30～12:30 (うち1時間)	h		330	
		13:00～17:00 (うち1時間)			410	
		17:30～21:00 (うち1時間)			570	
	※2					
D 小 計					h	
A+B+C+D 小 計						(ア)
(ア) × (1.0)						(イ)
自炊料	1人1回		回	80		
放 送 設 備	一 式 半 日		回	1,940		
水路用具	一式(3日以内)		回	6,220	※3	
有線電話設備	一 式 半 日		回	1,520		
ハンドマイク	1 本 半 日		回	450		
トランシーバー	1セット半日		回	820		
移動式乗艇台	1 台 半 日		回	650		
エルゴメーター	1 台 2 時 間		回	260		
電源1000W(持込器具)	1 時 間		回	60		
スタート台	1式2時間		回	2,960		
小 計						(ウ)
合計(イ)+(ウ)						
収納番号		収納年月日				

場 長	合 議	担 当

承認印

滋賀県立琵琶湖漕艇場施設等使用承認書

年 月 日

滋賀県立琵琶湖漕艇場 場 長 様

下記の条件を付して承認します。なお、使用に際しては、管理者の指示に従ってください。

記

申込者	住 所		担当者	担 当 者 名	
	団 体 名			連絡先(TEL)	
	代 表 者 名			緊 急 連 絡 先	
使 用 期 日		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	使用目的		

区 分				使用件数	単価	金 額		
艇庫	4人漕ぎ	学生生徒	1艇1日	艇 日	250			
		その他の者			340			
	2人漕ぎ	学生生徒			210			
		その他の者			290			
	1人漕ぎ	学生生徒			180			
		その他の者			210			
	オールパドル	学生生徒		本 日	60			
		その他の者			70			
A 小 計								
艇	4人漕ぎ	4X+	学生生徒	1艇1時間	艇 h	675		
			その他の者			795		
		その他の艇	学生生徒			450		
			その他の者			530		
	2人漕ぎ	2X	学生生徒			450		
			その他の者			675		
		その他の艇	学生生徒			300		
			その他の者			450		
	1人漕ぎ	1X	学生生徒			360		
			その他の者			450		
		その他の艇	学生生徒			240		
			その他の者			300		
	審判艇					1,810	※1	
	B 小 計							
	オールパドル	使用料	学生生徒		1本1時間	本 h	170	
			その他の者				240	
C 小 計								

区 分			使用件数	単価	金 額	
会議室 宿泊利用	学生生徒 その他の者 学生生徒 その他の者	13:00～17:30	人 回	130		
		8:30～12:30		160		
		1人1泊		1,660		
				1,940		
会議室		8:30～12:30 (うち1時間)	h	460		
		13:00～17:00 (うち1時間)		630		
		17:30～21:00 (うち1時間)		920		
		※2				
会議室1/2利用		8:30～12:30 (うち1時間)	h	230		
		13:00～17:00 (うち1時間)		315		
		17:30～21:00 (うち1時間)		460		
		※2				
審判室(A) ※2階		8:30～12:30 (うち1時間)	h	360		
		13:00～17:00 (うち1時間)		450		
		17:30～21:00 (うち1時間)		620		
		※2				
審判室(B) ※3階		8:30～12:30 (うち1時間)	h	330		
		13:00～17:00 (うち1時間)		410		
		17:30～21:00 (うち1時間)		570		
		※2				
D 小 計						
A+B+C+D 小 計						(ア)
(ア)×(1.0)						(イ)
自炊料		1人1回		回	80	
放 送 設 備		一 式 半 日		回	1,940	
水路用具		一式(3日以内)		回	6,220	※
有線電話設備		一 式 半 日		回	1,520	
ハンドマイク		1 本 半 日		回	450	
トランシーバー		1セット半日		回	820	
移動式乗艇台		1 台 半 日		回	650	
エルゴメーター		1台2時間		回	260	
電源1000W(持込器具)		1 時 間		回	60	
スタート台		1式2時間		回	2,960	
小 計						(ウ)
合計(イ)+(ウ)						
収納番号			収納年月日			

- 注) ※1. 審判艇の燃料は使用者の負担とします。
※2. 会議室、審判室を上記の時間を超えて使用する場合は別途使用料金を加算します。
ただし、上記の使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除きます。
※3. 水路用具は、4日以降1日につき、1,300円を加算します。
※4. 滋賀県立琵琶湖漕艇場では、県の暴力団排除条例により事業全般から暴力団を排除するため、
使用承認書に暴力団でない旨の確認をお願いしています。
内容確認のため滋賀県警察本部に照会を行う場合があります。
※5. この申請書により知り得た個人情報は、本人への事業案内の他正当な目的のために使用します。
※6. 一旦納入された使用料は返還できません。
※7. 設備・備品に破損・汚損・紛失があった場合、原状回復していただく必要があります。

承認印